

成年年齢引き下げ後の成人式について

1. 成年年齢の引き下げ

平成30年6月、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年4月1日より民法（明治29年法律第89号）に定める成年年齢が18歳に引き下げられることとなった。

2. 成人式について

成人式については、その時期や在り方について法律上の定めはなく、実施方法や内容、対象者については各地方公共団体の判断に一任されている。

3. 成人式の対象年齢を引き下げることのメリット・デメリット等

【メリット】

- ①成年年齢が18歳に引き下げられたことから、成年となったことの自覚を促し、選挙や消費者被害防止などの啓発を行う機会となる。
- ②多くの場合、18歳は高校3年生であり、成人式へ出席する場合の服装は制服となるため、晴れ着等の用意に係る家庭での経済的負担を軽減できる。

【デメリット】

- ①18歳は、大学受験や就職の準備等で時間的・精神的・経済的余裕がない年代であり、1月に成人式を開催するとなると、出席者の減少が予想される。
- ②進学や就職の準備などで家計の負担が増えている時期であり、家庭の経済的負担が大きくなる可能性がある。

【その他】

- ・成人式の対象年齢を20歳に据え置きした場合、「成人式」という名称の変更を検討する必要がある。